

第119号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 労働基準法－14 (第37・39条 割増賃金・年休)
2. 入管法改正後について共同通信の配信記事(2013年01月16日)から
3. 第23回アップダウンテニス大会の開催案内
4. 寒さとジェット気流 高橋清和 @ 東京都清瀬市
5. ケラメイコス 長崎風景
6. 第3回 法律なんでも相談会 (無料)のご案内
7. 本の紹介 「ヒトは食べられて進化した」ドナ・ハート、サスマン共著
8. 今月の言葉

労働基準法－14

(第37条・第39条 割増賃金・年次有給休暇)

外国人技能実習生を中心として

- 第37条** 使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の**2割5分以上5割以下**の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 4 使用者が、**午後10時から午前5時**までの間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の**2割5分以上**の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
 - 5 第1項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

残業代と年次有給休暇の問題は労働する者にとっては大きな問題といえます。技能実習生の問題で一番多いのがこの問題といえます。日本人も同じように問題を抱えているはずですが問題とする人は少ないのではないのでしょうか。波風を起こしていやな思いをするよりは早く就職する方を選ぶためかもしれません。しかし外国人の場合と比べて契約に対する意識の違いととらえた方が正確かもしれません。技能実習生の場合には契約だけではなく警察も弁護士も信用できないお国柄からや保証金を返してもらえないことなどへの恐怖感が先に立っていることもあって問題提起する人たちはそれほど多くないのが実情かも知れません。

今回の条文は、残業や休日労働また深夜労働にその時間に相当する賃金に対してどの程度上乗せした賃金の支払いが必要かということを決めた条文です。残業代は25%以上、休日労働は35%以上、深夜の労働については25%以上の割増分を支払う必要があると定めています。また賃金には様々な手当が支給されている場合もあることから、第5項で時間単価を計算する場合には、基本給だけでなく手当類も含めて時間単価を計算するように定めています。ただし労働の対価とは直接関係のない手当類は除くように定めています。ちなみに、残業代の単価から除かれる手当には次のものがあります。①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金です。

この条文の中の幾つかのキーワードを説明していきます。

【2割5分以上5割以下、2割5分以上】

これらは残業や法定休日そして深夜時間帯に労働させた場合には時間単価に加えてこうした割増賃金を支払うようにと定めている部分です。前段の「2割5分以上5割以下」は残業と休日の割増率はこの範囲内で別途定めるとしたもので、労働基準法施行規則で、所定時間労働については25%以上、法定休日労働については35%以上と定められています。後段の「2割5分以上」は深夜労働については労働基準法自体でこの率以上の率で支払わなければならないとしていることとなります。この率の適用自体問題となることは少ないのですが、労働契約書に「所定休日35%」と記載されたものがあります。この場合、三通りの解釈が可能となります。①これで問題がない場合、②法定休日とすべきところを校正ミスで所定休日と訂正しなかった場合、③法定休日と所定休日の区別を知らない場合です。しかし契約書にこのように記載されていれば残業代の問題でこちらから指摘されてから25%の間違いだったといわれても「そうした契約内容となっている」と答えざるを得ません。

【労働時間を延長した場合】

労働時間については第32条で1週40時間、1日8時間と労働させることが出来る時間が制限されています。これを法定労働時間と呼びますが、この法定労働時間を超えた場合に割増賃金を支払う必要があるとこの条文は定めています。例えば1日の労働時間を7時間30分と定めている会社の例でみると、月曜日に60分残業させたとすると8時間までの30分については労働契約外の労働ですからこの30分の労働に対する賃金の支払いは必要となりますが法定労働時間8時間を超えていないため割増賃金の支払いは必要ないこととなります。残りの30分については法定労働時間を超えているためこの条文に従って割増賃金の支払いが必要となります。このような会社の定めた労働時間を所定労働時間と呼び、労働契約書なり就業規則に「所定労働時間を超えた時に割増賃金を支払う」と定められていれば当然25%以上の割増賃金の支払いが必要となります。「法定か所定か」言葉の選択ひとつで答えは違ってくるので注意が必要です。

【休日に労働させた場合】

第35条で「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。」と定められています。ここでいう労基法が定めている義務としての週1回の休日を法定休日と呼びます。今週休二日が一般的ですが、このうちのひとつが法定休日、あとひとつが会社が定めた休日、所定休日と呼びます。この条文に言う「休日に労働させた場合」とは週1回与えなければならない休日のことを指しています。従って所定休日の労働については「労働時間を延長した場合」に該当することになり、通常のコツに準じて計算することになります。ただここで問題となるのが、週休2日制で1日7時間労働の場合、残業なしで働いた週は35時間の労働となりますが、もし土曜日に5時間働いたらどうでしょうか。1週間の労働時間の合計は40時間となりますから、割増賃金の支払いは必要なく、5時間分の賃金の支払いだけとなります。この場合、労働契約書や就業規則には「法定休日に労働した場合に35%の割増賃金を支払う」と記載されているはずですが、もし、「所定休日に労働した場合は35%の割増賃金を支払う」と記載されていれば、土曜日や祝日の労働に対しても35%の割増賃金を支払う必要があります。言葉遊びのような話ですが、この辺りのことが意外と理解されていないのではないかと感じる事例が少なくありません。

【午後10時から午前5時までの間において労働させた場合】

この時間帯に働いた場合には25%の割増賃金を支払う必要があります。通常人間が寝ている時間帯で

すから、それに対するものとしての性格があるといえます。交代制勤務でこの時間帯に勤務していれば「時間単価×1.25」の賃金の支払いが必要になります。残業がこの時間帯にまで及べば法定労働時間8時間を超えた割増賃金の25%プラス深夜割増賃金の25%、すなわち「時間単価×1.05」の割合の賃金の支払いが必要となります。管理職には残業代を支払う必要はないと聞かれている方は多いと思います。第41条に「この章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。」と規定され、この第2号に「事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者」となっているためです。ここの規定で、1日8時間を超えて、また1週40時間を超えて働かせても、休日を与えなくても問題ないし、割増賃金の支払いは必要ないと定めているわけですが、この深夜の時間帯は人が寝ている時間に働くことに対するご苦勞賃としての性格として定められているため25%割増賃金支払いは必要となります。

第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

2 使用者は、1年6箇月以上継続勤務した労働者に対しては、雇入れの日から起算して6箇月を超えて継続勤務する日（以下「6箇月経過日」という。）から起算した継続勤務年数1年ごとに、前項の日数に、次の表の上欄に掲げる6箇月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を6箇月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間においては有給休暇を与えることを要しない。

年次有給休暇の問題は技能実習生だけでなく、日本人にとっても大きな問題があります。厚生労働省の平成23年就労条件総合調査結果の概況を見ると平均付与日数が18.1日、行使日数が8.9日で、行使率が49.3%となっています。年休を行使するのが難しい状況があるため半分以上は時効によって消滅してしまっています。この対象者は常用労働者となっているだけでパート労働者が含まれているのかどうか不明ですが、パート労働者の実態を見ると年次有給休暇が付与されること自体知らないケースが多いでしょうし、知っていても行使できない状況が普通だといえます。技能実習生達についてはどうかというと、一部の企業を除いて、取得できないのが現状といえます。法律上年次有給休暇を行使すると自分が表明する必要があることから、この点を盾にとって「そうした要求がないので欠勤とした」と処理されるケースが少なくないのが現状です。中には会社都合の休業に対して年次有給休暇を行使させるという悪い会社もあります。

年次有給休暇の与え方は、採用されて6か月経過した日に10日与えられます。その後、1年経過するごとに下記の通り与えられます。

採用日から	付与日数	採用日から	付与日数	採用日から	付与日数
6ヶ月	10日	2年6ヶ月	12日	4年6ヶ月	16日
1年6ヶ月	11日	3年6ヶ月	14日	5年6ヶ月	18日
				6年6ヶ月	20日

ただ条件として、年次有給休暇が付与される前の期間の出勤率が80%以上あることが前提となります。またいつまでに行使しなければいけないかといった時効の問題もあります。時効は付与された日から2年間となりますので、2年以内に消化できなければ権利の放棄として消滅してしまいます。技能実習生を帰国前日まで働かされる会社は少なくありません。残業代未払等で交渉に入った会社に対しては、帰国前に一括行使を認めるか、買い上げるかといった話も出てきます。買い上げについては、年次有給休暇の行使自体を認めず買い上げるという買い取りの予約は禁止されていますが、自由に行使させたいうえで残日数がある場合の買い上げはなんら問題はなりません。現実就業規則にこのように定めている会社もあります。通常の場合、年次有給休暇を行使させると業務に支障がある場合には使用者に時季変更権を行使する権利が認められていますが、退職時のように時季変更ができない状況下では付与せざるを得ないこととなります。

入管法改正後について共同通信の配信記事(2013年01月16日)から

◎自治体現場では混乱も／改正住基法など施行半年

在日外国人の外国人登録証を廃止し、新しい身分証に切り替え、日本人と同じ住民票に組み入れる一。そんな改正住民基本台帳法などが施行されて半年。外国人に関する戦後最大の制度変更だけに、住民票を扱う自治体現場では混乱も見られる。

昨年7月の改正法施行を前に、市区町村は外国人登録をしていた人の「仮住民票」を作成。本人に送り確認してもらった上で、住民票に移行させる予定だった。

ところが、宛先不明などで仮住民票が返送されてくる例が続出。市民団体「移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」などのアンケートによると、仮住民票が戻ってきた割合は、回答のあった68自治体の平均で10%に上り、多いところでは28%に達した。

大部分は住所変更を届け出ずに転居したとみられるが、旅行中などの可能性もある。各自治体は、こうしたケースも取りあえず住民票を作り、訪問調査などで不在を確認してから削除している。当面は、住民票に入るべきでない人が、入っている格好だ。

一方、外国人登録をしていますが、在留資格がない不法滞在者や、在留期間を超過している人は、仮住民票作成の対象とされなかった。

しかし、この中には、在留期間更新の手続きを取っていないながら、自治体への届け出を忘れた合法滞在者も含まれる。これらの人には仮住民票が送られず、仮住民票とは別に制度変更の通知文書を出している自治体も一部にとどまるため、除外されていること自体に気付いていない人が少なくないとみられる。住民票に入るべき人が、入っていないことになる。

移住連のアンケートでは、自治体の担当者から「国による新制度の周知が不十分で、理解していない外国人が多い」といった声が相次いだ。移住連は「全ての自治体が、仮住民票の対象外の外国人にも、何らかの通知をするべきではないか」と訴えている。

◎住民基本台帳法の改正

国際テロ対策などとして外国人管理を強化するため、住民基本台帳法や入管難民法を改正し、出入国管理と外国人登録を一元化した。外国人登録者約208万人の大多数を占める中長期在留者に「在留カード」、韓国・朝鮮籍を中心に約39万人いる特別永住者に「特別永住者証明書」を発行し、住民票に編入。不法滞在者にはどちらの身分証も交付せず、住民票も作成しない。2012年7月9日の改正法施行後、非永住者は初めての在留期間更新まで（永住者は15年7月8日まで）は原則、従来の外国人登録証が有効。

第23回アップダウンテニス大会

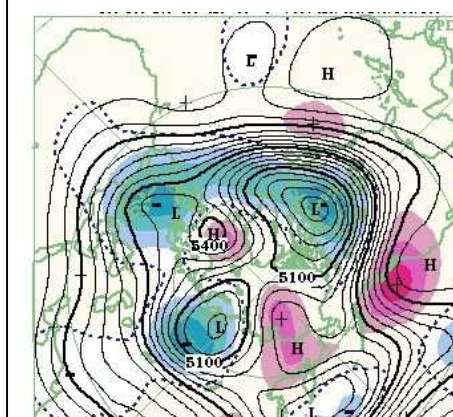
1. 主 催 広島県車椅子テニス協会、テニスサークル・アレオパゴス会議
2. 日 時 平成25年 3月 3日(日) 午前9時～午後5時
3. 場 所 広島広域公園テニスコート 全天候型8面(屋内4面、屋外4面)
4. 参加資格 車いすテニスと健全者のテニスとの垣根を取り払い、同じテニスコートでテニスを楽しむことに関心のある方。
5. 種 目 4チームによる団体戦(チームはこちらで編成します。)
6. 試合方法 リーグ戦方式とします。
7. 参加費用 1人 1,500円(弁当代を含みます)
8. 申 込 先 小松社会保険労務士事務所

寒さとジェット気流

高橋清和@東京都清瀬市



回転水槽で出現した4波数



の速さやスケールやその他の違いがあるにしろ、横縞の木星の大気の流れは、地球の貿易風帯や偏西風帯に相当するのです。

ジェット気流の話に戻ります。なかなかとらえどころがないと思いますので、実験によりジェット気流の蛇行を再現してみます。上図は、中央に氷水（高緯度帯の極域に相当）、その周りに接した中間2層目にアルミ粉を浮かべた水（日本などの中緯度帯に相当）、更に水の第2層に接して外側3層目にお湯（低緯度帯の熱帯域に相当）を配置し、この3層同心円の回転水槽をある角速度で等角速度中央軸回転（地球の自転に相当）させ、回転水槽と一緒に回転するカメラが捕らえたアルミ粉の模様です。ここで出現した蛇行して周回する4波数の流れが、ジェット気流に相当します。ちなみに角速度を変えると3波数になったり模様は変化します。

ジェット気流の起因は、寒暖の傾きが大きい所で地球の自転が加わり、熱的不安定状態をエネルギー再配置すべく定常化した結果によって生ずる現象です。北半球では、ジェット気流の進行方向の左側が寒気、右側が暖気となります。これを日本に置いてみると、ジェット気流が南にあれば、寒気の中にすっぽり入っていることとなります。ちなみに、ジェット気流の経路は一日程度の時間では大きくは変わらず、大きく経路が変わるのは少なくとも1週間程度以上の時間が必要です。

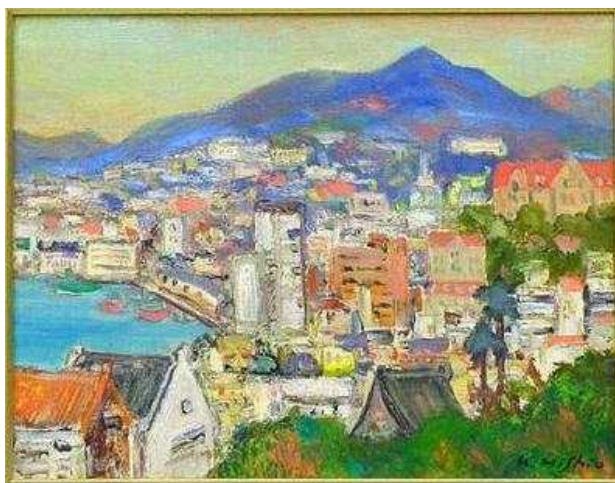
下図は、2013年1月の16日～20日の5日間の北極を中心とした北半球500hPa高度平均図（※上空約5000mの天気図のようなもの）です。ここでの見方は、南北の高度等値線の間隔の狭い所（傾度が高い所、極東では5400くらいから5700あたり）がほぼジェット気流に相当します。形はかなり崩れていますが回転水槽とほぼ同様な模様で、極を周回する中緯度帯に4波数程度のジェット気流が見えます。

こんな感じで、ジェット気流の位置取りや流れから、暑さ寒さの状態を地球規模で眺めてみるのも一興です。

2月は暦の上では春です。

ケラメイコス

長崎風景



ここ数年長崎に行きたいと思いながら果たせずにはいます。中学2年生のときから8年間ほど長崎に住んでいたことから懐かしいというよりは自分の故郷との思いの方が強いのかもかもしれません。不思議な街といえはいえるのかもかもしれません。絵になる風景には事欠かず、長崎風景が描かれた絵をよく見ます。この絵もそうですが、この絵の中で生活していたと思うと 昔の楽しい思い出が沸々と湧き出てきます。

南山手のグラバー亭辺りから長崎市街を眺望しています。メインの風景は東山手辺りで右端には赤い屋根のプロテスタント系の活水女子大学、私がいた当時は短期大学が描かれ、この画面には描かれてはいませんがこのすぐ隣の高校に通っていたのでこの風景にはひとしお懐かしさを覚えてしまいます。この絵の海岸沿いを電車が走っており、市民病院前で降りて活水女子大学に向かう坂道が石畳を敷き詰めたオランダ坂でそれを少し進むと右側(海側)に異人館があり、その山手側に私の高校があります。この道を通ることはほとんどありませんでしたが、毎日この画面の右手から長崎港を見下ろしてしていました。対岸には三菱造船があり、在学中に世界最大のタンカーが進水式があり、こちら側に衝突するのではないかと心配されていました。左手には当然大浦天主堂やグラバー亭などがあるこの絵を描いた辺りが眺められのどかな生活を楽しいでいたさまがこの画面から思い出されてきます。

自分の好きな画家の中にはこうした明るく、ほのぼのとした感じの絵を描く人がおらず、たまたま思いで深い風景が明るい色彩で描かれていることから懐かしさに駆られて手に入れた一枚でした。今年の元旦の買い物でしたがこれも何かの縁なのか、メッセージなのか…。いつまでたっても物欲から逃れられない情けない一年の始まりでした。

第3回 さくらサポートネット セミナー & 相談会

法律なんでも相談会（無料）

相談員には、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、ライフプランナーが参加します。

会場 広島市中区大手町5丁目6番9号（鷹野橋商店街入口）
ゆいぽーと（広島市男女共同参画推進センター）

日時 平成25年 2月17日(日) 12時30分～17時（受付終了は16時）

お問合せ先 さくらサポートネット電話 082-222-8805
広島市中区上八丁堀 8-26-802(万徳事務所内)

本の紹介

ヒトは食べられて進化した
ドナ・ハート、サスマン共著 化学同人 2200円

「人間とはなにか」と問われて回答を考える場合、今の私たちについてだけ考えることもできれば、人類の起源に遡って進化の過程を考慮して考える方法もあります。また旧約聖書の人類創生物語を真実として考えることもできます。歴史的な真実は何かとなると闇の中かもしれません。この本が扱う時代は人類草創期において人類の進化の原因はどこにあったかという問題を扱っています。化石資料と現在の霊長類が捕食されている状況を通じて書名通りの仮説を提出しています。人類の起源から物事を考えていくと現在の生物界で人間がどのようなところにいるのかを考えさせられてしまいます。

霊長類の中の人間として生物界に君臨することになる能力を獲得した過程を「人類の直立歩行も言葉も、霊長類全般が備えている防御システムから発展した。ともに、捕食によって刺激され、捕食に対処できるように発展した特性なのだ。体の大きさ、複数の雄を含む集団生活、コミュニケーション、二足歩行、複雑な威嚇行動、認知能力といった初期ヒト科が備えていた「一式」は捕食に対する警戒のもとに生まれ、捕食によって磨きがかけられたとっていいかもしれない。」(P225)と。人類の草創期には従来考えられていた道具を使って狩猟生活を送っていたというのは誤りで他の生物のエサとならないため戦々恐々としていたという立場にたっています。そのため他の生き物たちのエサとなっていた証拠を詳細に紹介しています。

数百万年もこうした時代が続き、道具を使って立場を逆転させたというのは極々最近のことにすぎません。しかし、現在でも人間が他の動物や猛禽類の狩の対象になっていることも実例を挙げて説明しています。多くの動物の食事メニューから外れ、逆に捕食者としてすべての生物を自分の食事メニューに挙げている人間の行く末は以前ここで紹介した「捕食者なき世界」と同じ問題が起こるのでしょうか。それよりも猿の惑星の方が早いかもしれません。将来のことよりも、今、自分が捕食対象として狙われていないかと考えてみるのもいいかもしれません。凶々しさを増してきているカラスのあの大きなくちばしに不気味さを感じませんか。知らないところで同じようなことが進行しているかも知れませんし・・・。

言葉

発見

「神を見出す手助けをしてください。」

「そればかりは、だれも手を貸してやることはできぬのじゃ。」

「なぜですか?」

「魚が海を見出すのに、だれも手助けをしてやれまい。」

それとまったく同じことじゃ。」

沈黙の泉(アントニー・デ・メロ著) P95

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成25年 2月 1日 発行